わがまち特例一覧

（令和５年４月１日現在）

特例対象資産	土地	家屋	償却資産	取得時期の要件	適用期間	条例に規定する軽減割合
水質汚濁防止法による、工場又は事業所の汚水又は廃液の処理施設			○	令和２年４月１日～令和６年３月31日	定めなし	２分の１（課税標準額に乗じる割合）
下水道法による公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設			○	令和２年４月１日～令和６年３月31日	定めなし	５分の４（課税標準額に乗じる割合）
都市再生特別措置法による認定事業者が都市再生緊急整備地域内において取得した公共施設等		○	○	平成27年４月１日～令和８年３月31日	最初の５年度分	５分の３（課税標準額に乗じる割合）
特定再生可能エネルギー発電設備「太陽光・風力・地熱・バイオマス」（※1）			○	令和２年４月１日～令和６年３月31日	最初の３年度分	３分の２（課税標準額に乗じる割合）
特定再生可能エネルギー発電設備「太陽光・風力・水力」（※2）			○	令和２年４月１日～令和６年３月31日	最初の３年度分	４分の３（課税標準額に乗じる割合）
特定再生可能エネルギー発電設備「水力・地熱・バイオマス」（※3）			○	令和２年４月１日～令和６年３月31日	最初の３年度分	２分の１（課税標準額に乗じる割合）
水防法による地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用設備			○	平成29年４月１日～令和８年３月31日	最初の５年度分	３分の２（課税標準額に乗じる割合）
平成29年４月１日から令和６年３月31日までに政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産（※4）	○	○	○	―	最初に補助を受けてから５年度分	３分の１（課税標準額に乗じる割合）
緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地（※5）	○			平成29年６月15日～令和７年３月31日	最初の３年度分	３分の２（課税標準額に乗じる割合）
高齢者の居住の安定確保に関する法律によるサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅（※6）		○		平成27年４月１日～令和７年３月31日	最初の５年度分	３分の１（税額の３分の２を減額）
令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間に大規模の修繕等が行われた特定マンション（※7）		○		―	当該工事が完了した日の属する年の翌年度分	３分の２（税額の３分の１を減額）

※1
〇1,000kw 未満の太陽光
（再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた発電設備。ただし、固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。）
〇20kw 以上の風力
〇1,000kw 未満の地熱
〇10,000kw 以上 20,000kw 未満のバイオマス発電設備

※2
〇1,000kw 以上の太陽光
（再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた発電設備。ただし、固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。）
〇20kw 未満の風力
〇5,000kw 以上の水力発電設備

※3
〇5,000kw 未満の水力
〇1,000kw 以上の地熱
〇10,000kw 未満のバイオマス発電設備

※4
子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて運営しているものに限定される。
（法 389 条の規定を受ける場合は 2 分の 1）

※5
都市緑地法に規定する緑地保全・緑地推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものに限定される。

※6
対象となる家屋の戸数要件を 10 戸以上とし、床面積の要件の上限を 180 ㎡以下とする。

※7
対象となる家屋は、新築された日から 20 年以上を経過し、総戸数 10 戸以上、区分所有者が 2 人以上存在するマンションとする。
詳細はこちら→ 高松市ホームページ：家屋についての関係書類「固定資産税減額措置について」